

平成26年第5回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成26年9月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成26年9月12日	9時30分	議長	末次利男	
	閉会	平成26年9月12日	13時9分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	8番	川下 武則	11番	坂口 久信	12番	下平 力人
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 桑 原 達 彦 川 崎 義 秋 松 本 太 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学校教育課長兼社会教育課長 太良病院事務長 代表監査委員	藤 木 修 新 宮 善一郎 大 串 君 義 土 井 秀 文 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛 木 塚 賢 司		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成26年 9月12日（金）議事日程

開 議（午前 9時30分）

- 日程第 1 総務常任委員会報告（所管事務調査）
- 日程第 2 経済建設常任委員会報告（所管事務調査）
- 日程第 3 報告第 3号 平成25年度太良町一般会計継続費精算報告について
- 日程第 4 報告第 4号 平成25年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5 議案第48号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第49号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第50号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第51号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第52号 太良町適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 太良町学校体育館等使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 財産の取得について
- 日程第12 議案第55号 平成25年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第56号 平成25年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第57号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第58号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第59号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第60号 平成25年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第61号 平成25年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第19 議案第62号 平成25年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第20 議案第63号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第64号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第65号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第66号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第67号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第68号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第69号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第28 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 請願第2号 農業・農協改革に関する請願書について
- 追加日程第2 意見書第4号 農業・農業協同組合改革に関する意見書（案）の提出について
- 追加日程第3 意見書第5号 森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書（案）の提出について
- 追加日程第4 意見書第6号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書（案）の提出について
- 追加日程第5 意見書第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 追加日程第6 意見書第8号 手話言語法制定を求める意見書（案）の提出について
- 追加日程第7 意見書第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出について

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおりに進めます。

日程第1 総務常任委員会報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第1．総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

平成26年6月定例会におきまして付託されました所管事務調査につきまして、本委員会は公立病院の経営について6月25日から27日までの3日間、地方独立行政法人で経営する福岡県川崎町立病院と指定管理者を置いて経営する愛媛県鬼北町立北宇和病院について研修いたしましたので、報告をいたします。

まず、川崎町は福岡県の中央内陸部の東寄りにあって、田川郡の南西部に位置し、北は田川市と接し、東は大任町、東から南にかけては添田町、西は嘉麻市と接しています。彦山川の支流中元寺川に沿って南北に細く伸びた町で、かつて石炭産業で栄え、現在では農業や自然を生かした観光の振興を図りながら人に優しい福祉のまちづくりを進めています。町の面積は36.12平方キロで、人口1万8,436人の町であります。

病院の沿革については、昭和28年、川崎町立病院として内科、外科、放射線科、病床数74床で発足されました。昭和32年には166床に増床されたが、石炭産業の衰退により昭和57年には126床に減少、平成5年、病院を新築され、内科、外科、小児科、眼科、放射線科の5つの診療科で新たに業務を開始されました。しかし、たび重なる医療制度改革等により病院経営に危機感を持たれ、町長の提案で経営健全化を図るために町営にはこだわらない大胆な改革の必要性を唱えられ、平成16年に病院経営検討委員会、平成17年には平成21年度までの経営健全化計画の策定、実施、平成20年に町立病院改革プラン素案検討委員会の設置、同年に新たに町立病院経営形態検討委員会を設置し、協議の結果、病院経営健全化計画で平成23年度から地方独立行政法人に移行することに決定されました。通常では公営企業法の全部適用も考慮に入れられると思うが、町は当初から独立行政法人と指定管理者を比較検討し、より経営責任が明確で実現要素が高い地方独立行政法人を選択したということでありました。

なお、移行に当たっては、現状の問題点を洗い出しながら進めたとのことでした。

病院経営については、独自の給料表作成、職員の採用、予算を病院内で決済でき、経費削減等も進み、町からの持ち出し財源についても減少傾向で、自立に向けた改革を推進されてきました。

しかし、いまだに移行の途中のため、職員98名中、法人採用職員37名、派遣職員20名、臨時職員41名と、身分のあり方が複雑で、個々の職員のモチベーションが均等に保たれないなど課題もありましたが、さらなる意識改革を図り、地域医療の一翼を担う病院として期待されていました。

続きまして、鬼北町立北宇和病院について報告いたします。

鬼北町は愛媛県南予地方の町で、周囲を鬼ヶ城連峰や戸祇御前山などの深山幽谷に囲まれ、日本最後の清流と呼ばれる四万十川の一大支流広見川を初め幾筋もの河川が町内を縦横に流れるなど、豊かな清流と森林、溪谷美に恵まれています。主要道路として国道197号、320号、381号、441号が通り、JR予土線の3駅を有する交通至便なところで、宇和島市、西予市、松野町及び高知県の四万十町、梶原町に隣接し、面積は241.87平方キロ、人口1万911人の町であります。

病院の沿革については、昭和37年から愛媛県町立北宇和病院として鬼北地域や近隣地域の中心的医療機関として運営されていましたが、県立病院としての役割は終わったとして廃止されることになり、鬼北町が地域医療を守るために病院の移譲を受け、平成18年4月1日から町立病院として再スタートしました。

町立病院は過疎化に伴った高齢化の慢性疾患等の患者に対応するため、一般病床の一部を療養床に転換し、一般病床55床、療養病床45床、診療科目は内科、整形外科、リウマチ科、泌尿器科、リハビリテーション科、小児科、皮膚科は現在休診中でございます、及び附帯事業で訪問看護事業を実施されております。

また、町への移譲にあわせて公設民営病院として運営することにし、平成17年6月に指定管理者の募集を行い、社会福祉法人旭川荘に運営を委託されておりました。運営方式は公設民営方式の代行制としたが、事務処理が複雑であり苦慮されていたようです。財政面では、移譲前は年間4億円から5億円の赤字で累積27億円だったが、現在は年間4,000万円から5,000万円の赤字で、移譲後の累積欠損金は3億6,000万円となっています。繰入金についても減少傾向ではあるが、現在、年間8,000万円の繰り入れをされている状況でした。

運営面では、移譲前には正規職員77名、うち医師7名、臨時職員16人が、移譲後、正規職員63人、うち医師6人、臨時職員が27名となり、医療技術職員の確保が課題で、今年度より午後の診療は予約のみとなっていました。

経営の実態は、指定管理者の公募に応じた企業は1社のみで、指定管理者制のメリットである企業の競争原理が働いていない状況でありました。

今回の研修で感じたことは、全国の多くの公立病院において損益収支を初めとする経営状況が悪化するとともに医師不足に伴い医療体制の縮小が余儀なくされるなど、その経営環境や医療供給体制の維持が極めて厳しい状況になっています。また、高齢化が進む中で患者様の交通手段の確保の必要性も感じました。公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、根本的な改革の実施が避けて通れない課題と思えました。

本町の町立病院は公営企業法全部適用で経営を行っているが、さらなる経営改革を進めていく上で地方独立行政法人、また指定管理者制での病院経営ということが検討課題としてあり、実際にはその形態で病院運営している2町の視察研修を行いました。どちらの町も効果

が出ている点もあるが、病院の経営自体についてはかなり苦労されている点も見受けられました。

視察を通じて、いま一度経営方法の比較検討をし、さらなる精査を踏まえて、本町の病院経営の改革に着手する必要があることを痛感した研修でありました。

以上をもちまして総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（末次利男君）

質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長は自席にお戻りください。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

日程第2 経済建設常任委員会報告（所管事務調査）

○議長（末次利男君）

日程第2. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、経済建設常任委員会の所管事務調査を報告をいたします。

平成26年6月定例会におきまして付託されました所管事務調査につきまして、平成26年6月17日から19日までの3日間、大分県九重町、岡山県西栗倉村の2カ所を視察をいたしました。

初めに、大分県九重町の報告をいたします。

九重町は大分県の南西部に位置し、面積は約270平方キロメートル、人口1万3,000人の町で、町の中央部には筑後川上流玖珠川が流れており、河川を境に階段状に田畑等が散在しており、九州の屋根とも言われている九重山群に囲まれた町であります。今回、視察先として選んだのは、やまなみハイウェイ沿いにある農家レストラン「べべんこ」のオーナー、鷺頭栄治さんです。この鷺頭さん、家族は大分県では唯一、家族経営による6次産業を実践されており、全国優良畜産経営管理技術大会では農林水産大臣賞を受賞されており、ほかにも多数受賞をされているが、その鷺頭さんが就農されたのは今から45年前、当時は10頭ほどの繁殖牛とわずかな田畑で生計を立てておられた。6次産業に取り組むきっかけとなったのは、東京大学の教授の講演の中での一言だったそうです。

農業は1次産業ではだめだ。6次産業であれ。これからの農家は生産から販売まで全てを実践していくべきである。

この言葉に共感を持ち、また自分の思いとも一致したので、一大決心の末、6次産業に取

り組むようになりました。

経営主体である畜産を軸に米、野菜、果物などを生産し、消費者に本物の味を届ける農家レストラン「べべんこ」を平成15年にオープンさせた。畜産に関しては、繁殖、育成、肥育を一貫して行い、肥育した豊後牛をレストランへ供給するようにした。米については特別栽培によるコシヒカリを作付し、2割程度をレストランへ供給し、残りは農協へ出荷している。

このレストランのある土地は阿蘇くじゅう国立公園の規制がかかる地域で、建設までに何年もの歳月や労力を費やされている。また、その当時は農協の理事を務めていたが、農協の事業と競合するため、12年間務めた農協理事を退かれた。

レストランのオープンから2年間は赤字だったが、3年目に転機が訪れた。新聞やテレビ等でも話題になった九重夢大吊橋である。県内外からの来客者の増加に伴いレストランへの客足も伸びていき、3年目には黒字経営へと転換した。その後の経営も順調に進み、今後は1次産業である農業部門の規模拡大をさらに図っていくと話されておりました。

全国的に6次産業が普及しつつあるが、6割近くが赤字経営と聞いております。1次産業をしっかりとやらなければ6次産業の発展はなく、明確なコンセプトと将来展望を持てば、多少の壁にぶつかっても諦めないと思います。

新しい分野を切り開いていくには、新しい考え、新しい行動が必要です。国の事業等を有効に活用し、有能な人材確保に努め、町の活性化のための起爆剤となるような事業展開を切望いたします。

次に、岡山県西粟倉村の報告をいたします。

西粟倉村は岡山県の東北端部に位置し、面積、約58平方キロメートル、村の面積の95%が山林という中山間地で、人口は1,500人ほどの村です。

今回、視察研修のテーマとしたのはバイオマス事業です。

この西粟倉村では平成の大合併の際に自主自立を選択し村単独でいくということを決断されたため、平成20年に百年の森構想という森づくりのビジョンを打ち立てております。約50年前に子や孫のためにと植栽された木が村には多く点在しており、その50年生の森林の管理が行き届かないのではないかと懸念もあったため、村ぐるみで事業展開が図られております。森林経営計画を役場が立て、補助金等の受給申請も役場が行うため、森林の持ち主にかかる負担の軽減にもなる。施業については森林組合に委託をし、役場が立てた森林経営計画に沿って間伐等を行ってもらう。その際の施業費用については役場が支払うため、個人の負担は一切ない。今まで個別に施業していたところを集約化し、施業を行うことにより、低コストの効率的な森林整備ができるようになった。また、10年間という長期施業管理契約を結ぶことで必要に応じた適切で安定した施業管理ができる。山林所有者は所有権を移転するわけではないので、事前に申請してもらえれば、立木、伐採や木の実の採取等についても何ら問題なく行える。集約化した森林についてはGIS、地理情報システムによる管理を行っ

ている。この管理システムによりトレーサビリティ制度への対応ができるようになった。また、木材販売の利益を配分する際など個人ごとの管理も容易にできる。岡山県では一番最初にこのシステムを導入したそうです。現在、3,000ヘクタールある私有林のうち1,000ヘクタールの契約が済んでおり、全ての私有林で契約ができるよう努力をされております。

森林資源の次なる活用の方法として間伐材の販売方法を検討された。今までは市場中心の販売だったのが森林組合の土場で直接販売することで流通コストの削減や需要に応じた販売ができるようになった。地元産木材の動機づけとして「森の学校」という会社を設立し、木材製品や家具、住宅用部材などを作成し、付加価値をつけ販売するようにした。この会社は雇用促進にもつながり、今ではIターン者が50名程度村に移住をしてきている。

材木としての販売や「森の学校」では使用できない木材については熱エネルギーへの利用を計画された。西栗倉村には3カ所の温泉施設があり、年間19万リットルの灯油が使用されているが、それにかわるものとしてまきボイラーでの加熱を考えた。コスト削減や間伐材の有効活用に加え二酸化炭素排出量の削減など環境問題にも配慮した事業が実施されている。

また、温泉施設へのまきボイラー導入後は、他の公共施設への熱供給システムや地域暖房システムも検討されている。村外の温泉施設でもまきボイラー導入を検討されているところがあるので、将来的には村外への木材供給も考えておられる。

西栗倉村は環境モデル都市として認定されており、今後は小水力発電所を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大、森林を軸とした都市部との交流拡大を図っていくとのことでした。

どの事業をされるにしても国の補助事業等をうまく活用し、また外部の知恵や行動力を最大限に取り入れておられました。「限りある資源の恵みを大切にし、上質な田舎をつくる」こそが、人口流出の歯どめとなり、また活性化の源となるのではないかと思います。

以上、経済建設常任委員会の行政視察の報告といたします。終わります。

○議長（末次利男君）

質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長は自席にお戻りください。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（末次利男君）

日程第3. 報告第3号 平成25年度太良町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

質疑の方はありませんか。

○8番（川下武則君）

2年間にわたって5億8,000万円ばかりかけて屋内運動場及び武道場ができたんですけど、今、使ってる子供たちからいろんなこころ辺をまだもうちょっと改善してほしいとか、そういうふうな要望等は今のところ上がってますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

学校現場のほうの声ということですけど、教育委員会のほうに直接不具合とかこうしてほしいとか、そういった要望は今の段階上がってきておりませんが、私どものほうから学校現場のほうにはそういった何かがあったときにはメモでもいいからしとって、業者の方とか今後のことも出てきますので、現状としては快適に利用をさせていただいてというのが現状でございます。

以上です。

○8番（川下武則君）

今回、広島のほうでも結構災害とかいろいろあって、あっちこっちの中学校とか体育館とかを避難場所に使用されてるんですけど、この屋内運動場も一応避難場所としての設定もされてたんで、そこら辺はまだ使ったことはないと思うんですけど、使うのにはちゃんときちっと万全を期してありますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

これ、体育館改築工事のころから避難所というようなことで工事を進めさせていただいたわけですけど、実際、避難所的なまだ活用というか、そういったテストというかも、しておりません。しかしながら、今後の防災の観点から考えましても子供たちも含めてそういったどうしたほうが何かがあったときに利便性というか利用しやすいのかとか、ただ現在備蓄品といたしますか、食料品については総務課、防災のほうから、飲料水については2リッターの600本、1,200リッターですかね、それとレトルトのカレーとか御飯とか、そういったのを現在備蓄してるような状況でございます。今後その辺は総務課のほうとも協議をしながら整備充実を図っていきたいと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

これ関連してこういった質問を許可されるかどうかわかりませんが、この周辺道路の整備ですね、これに関してこう整備するということになっておりましたけれども、この辺についてはいつごろ、ぐるっと周りあたりは整備できるんでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

道路整備につきましては、中学校つくりました裏手の片山線ですけれども、今現在もう整備が終わる状況な状態しております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

私が見とらんけんちょっとわかんとですけど、あの裏のほうですね、給食センター、あの裏のほうからぐるっとつくるように、その辺ももう整備されとるということで理解してよかですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

現給食センターのちょっと細い道につきましては給食センター、新給食センターができて、それと解体が終わってからの整備というふうに考えております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

継続費報告書の中の24年度に上がってなかった分が地方債、地方債の4,600万円のマイナスとその他の財源のうちの1,800万円、その辺の内訳の説明をお聞きしたいんですが。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

地方債につきましては、当初は全額過疎債を予定しておりましたが、県との協議によりまして緊急防災・減災事業債で2億500万円、過疎債で2億240万円というふうになっております。その他のほうは公共施設整備基金を取り崩して充当しております。

○10番（久保繁幸君）

そしたらば、過疎債が前年度の分は0やったのが過疎債のほうで2億500万円ですか、2億240万円ですかね、過疎債でやられたのは。それと、緊急防災起債が2億500万円ということで4億740万円という計算になるわけですよ、地方債の分は。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

24年度に過疎債で6,940万円、25年度に過疎債で2億240万円、緊急防災・減災事業債で2億500万円、合計の4億740万円というふうになっております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（末次利男君）

質疑がないようですから、以上で報告第3号を終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（末次利男君）

日程第4．報告第4号 平成25年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないようですから、以上で報告第4号を終わります。

日程第5 議案第48号

○議長（末次利男君）

日程第5．議案第48号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありますか。

○1番（田川 浩君）

この条例についてですけれど、国からこういう条例を定めなさいということで今回来てるとは思いますが、こういった国から条例が委任して基準設定というのがありますよね、それでその基準の中にも従うべき基準ですね、要するに適合しなければならない基準と参酌すべき基準というのがあると思うんですよ。参酌すべき基準というのは十分参照した上で判断しなければならない基準となっておりますけれど、言いかえると地域の特性に合わせて地方自治体の合ったような条例に変えていいという、そういうところがあると思うんですが、今回この条例を定めるに当たりまして暴力団の排除について条文が追加されていますけれど、その他の条文については今回は国の基準どおりになったのか、それとも参酌した結果、うちの太良町に合ったような特性、合ったような条文になっているのか、どうなんでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま御質問の国の基準による参酌する基準とか、従うべき基準とかございますけども、これは太良町独自で参酌するとかという基準は、先ほど申されましたように暴力団追放の条文を追加をしたと。そのほかの部分に関しましては国の基準のとおり行っても町におきましてもそれに従って子供たちの支援ができると判断をいたしておりますので、特に町で特別に変えたのは、その暴力団追放以外にはございません。

以上です。

○1番（田川 浩君）

そして、議案の13ページのこの第4条のほうで利用定員に関する基準がございますので、それについて第4条で特定教育・保育施設、認定こども園及び保育園に限るということで数を20人以上とされてますよね。ちょっと御質問なんですけれど、大浦幼稚園のほうがこども園のほうに何か変わるんじゃないかというちょっと話を聞いておりますけど、方向性として

はそういう方向なんではないか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

大浦幼稚園につきましては、認定こども園のほうに変わるということで希望は聞いております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

そうした場合に、ちょっとひとつお聞きしたいんですけど、これでいきますと最低が20人ということになりますよね。そうしましたら、今は30名ちょっといらっしゃるのじゃないかと思うんですけど、そういうふうになってもらいたくないんですけど、万が一例えば20名を割り込んだ場合、その後はどうなるのか、その該当の年は年度はいいんでしょうけど、その後どうなっていくのかというのをちょっと知りたくて、そこもひとつ教えてもらえないでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

現在の法律におきますと、現在保育園あるいは幼稚園の方がそういうふうに移行をされるということにつきましては、もう現在実施をされてますので、そのままもう認可になっていくということになっております。今、言われたような定員なんですが、今のところ大浦幼稚園につきましては30名を超えているという状況ですので、それは問題はないと思います。ただ、新しく始まって定員がだんだん少なくなっていくということで、これ大体20人以上になっておりますが、これが20人を割るような状況が数年続くようであれば、小規模のほうに変わっていくというふうな対応になっていくかと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

この今の3条の4、13ページです、ここに人権の擁護、虐待の防止等、このところで、今、死に至るほどの虐待をやる親が多いということをテレビあたりでも、もうしょっちゅう、毎日みたいに出てるんですが、ここに防止等のため責任者を設置する、またはその責任者には研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないということになっていますが、この責任者は、どういう方を想定されてるのか、もう既に決められてるのか、それともこれも国の基準で何か決まりがあるのか、ちょっとそこら辺をお尋ねいたします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

今現在、保育園、幼稚園につきましても園長先生とかの言う決まりがありますので、それにつきましてはそのままの園長さんとかが代表者になるものと思います。

それから、研修につきましては、今、議員言われたような虐待とか大きな事故につながるものがあっておりますので、常に研修を実施をしていくということでこの条例にうたっているところでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、近所とか知り合いの人あたりからちょっとおかしいという連絡が入ったときに、そこの受け付けとかそれに対応するのは今の保育園の設置者とか、そういう方たちだけが対応するようになるわけですか。それとも、どこかそういう専門、人権擁護委員会とかそういうふうなところにそういうのは言ってくださいということになるのか、非常に法律的なものまで含めて対応せないけない場合がかなり出てくると思うんですが、どこまで立ち入って、やっぱり手おくれになったという話がいっぱいあるもんですから、そこら辺が隣の人たちがちょっとおかしいと思った場合に、ちょっとあそこは見てもらったほうがいいんじゃないですかというようなことを言う窓口、そういうところはどこら辺に受け付けをしようと思ってるのか、ちょっとお尋ねします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

通常、ちょっとおかしい変質者とか、そういうのがいた場合はどうするのかということですが、保育園とか幼稚園とか、その近くにそういう人たちがいたということであれば、もうすぐ警察とか、あるいは役場とか、そういうような対応になるかと思えますけども、今言われたように事故が起きてからでは遅いので、一番早いのは、もう警察が早いと思えますけども。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、そういう方たちに対応の方法とか、そういうことは研修を行ってこれに当たってもらおうということですか。研修をしなければならぬとここに書いてあるけん、誰を研修するのか、ちょっとそこら辺がもう少し具体的にはっきりお尋ねします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

この内容につきましては、今からこうやっていきますよという具体的な方法とか、そういうのは国等からまだあっておりませんが、この条例にうたっているように、これからこういうことがないように研修する場を設けてやっていくということだと思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第48号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第49号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第49号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第49号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第50号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第50号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（平古場公子君）

先日、男女共同参画のほうからこういうハンドブックが送ってきました。県内211の児童クラブがあって、時間と保護者の負担金が載っています。一番211番目にあるのが低いのが太良町の1,000円、おやつ代を含めて1,000円ということで、大変な好評を受けました。一番高くて4,500円、基本料金ですね、4,500円。これ、来年度から小4の壁ということで6年生

までになるんですけど、4年生以上はクラブとか習い事、塾とかあって、そう大して人数は変わりはないと思いますけど、そうなった場合も今の1,000円でいかせてもらうのか、町長にお尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

今、議員おっしゃるとおりに県内では3,000円、2,000円、4,500円というふうなことで放課後の事業をやっておりますけど、うちについては最低の1,000円という状況はそのとおりでございますが、今後も少子化、少子化という時代ですから、この1,000円については当分の間はこれでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

ここに主な内容は放課後児童支援員の資格、要件や支援員配置の基準、児童1人当たりの面積等々ここに書いてありますが、支援員の数、来年から6年生までの児童が対象になるということなんですが、支援員の数、今後どのように確保されるのか、それと面積をどれくらいの広さが必要なのか、といいますのも大浦の小学校の場合、隣の部屋を改築されるというような予定をお伺いしたんですが、それで面積あたり等々が足りるのか、今40名ぐらいおるんでしょう、大浦の場合、それと今ここに書いてあります1クラブ当たりの児童数、それと施設基準や衛生管理、秘密保持の対応、この辺のことの説明をお伺いいたします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

面積につきましては、設備の基準といたしまして児童1人当たりおおむね1.65平方メートルということで条例にうたっております。現在、大浦の申込者数が45人ということで1区画当たり大浦小の面積が、1支援員当たり40人になっておりますので、66平米必要ですが、大浦小が今のところ63.34平米しかございませんので、これでいくと若干足りないという状況になっております。それで、今言われましたように来年度6年生までになりますので、募集をとってみないとわかりませんが、これで足りないようになると、もう一部屋確保が必要だというふうになります。この件につきましては、先日来、学校現場との話し合いを今いたしてるところでございます。

なお、この条例には経過措置を設けておりまして、5年間の猶予を設けておりますので、申し込みの人数を勘案したところで、その部屋の大きさが必要になってくるということになります。

なお、多良につきましては、今のところ2部屋用意をいたしておりますので、運営はできている状況です。多良小につきましても募集をして、また数が多かった場合は、また1部屋幾らか必要になりますので、その件につきましても今も学校現場のほうと協議をいたしてい

るところです。

それから、衛生とか設備関係なんですけども、この条例にうたっているような管理等は行うようにしております。

なお、一番基本となりますのは、今現在行っている支援よりも下回らないということがこの目的になっておりますので、それ以上の管理等を行っていきたいと考えております。

○10番（久保繁幸君）

来年の募集をかけてからの問題ということなんですが、そうなってから支援員を配置される予定なのか、それとまた一番最後に書いてある秘密保持の対応というのはどういうことなのか再度お伺いいたしますが。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

支援員につきましても今のところは十分足りておりますので、また急激な増加等があれば、当然部屋も含めたところで支援員の募集は必要かと思えます。

それと、この秘密保持につきましては、私たちもそうなんですけども仕事上、個人の秘密を家族関係、何でもそうなんです、例えば子供の成績にしても素行にしてもなんですけども、そういうのを他人の人に漏らしたらいけないと、そういう条文でございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その今言われた秘密保持の対応、今、社会問題にもいろいろ露出の問題が報道されておりますが、そういうことは必ず守っていくような体制づくりをしていただきたいというような希望をしておきます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第50号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第51号

○議長（末次利男君）

日程第8．議案第51号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第51号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第52号

○議長（末次利男君）

日程第9．議案第52号 太良町適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第52号 太良町適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第53号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第53号 太良町学校体育館等使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

これは完成に伴い条例の改正なんですけど、今、民間の方の使用、どれぐらいの頻度であつてるのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

民間の使用と、一般の使用ということでよろしいでしょうか。今、人数はちょっと把握しておりませんが、体育協会に所属しております各バレーとかバスケットとか、そういった団体、そして各婦人部のミニバレーとか商工会の関係とか、そういった団体が使用しております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その場合の利用料はどのようになつておるんですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

料金につきましては区分を設けております。8時から13時まで、13時から18時まで、18時から22時までということで3区分で、時間にしまして、その区間が420円使用料をいただいております。

また、その電気使用料、例えば夜間、夜の部分については、それに210円をプラスしたところで料金をいただいているという状況でございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

そしたら、今までと変わらないということですね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

料金の設定については、これまでどおりということでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今のとの関連ですが、電気料は大体料金が定まっていますので210円で決められたのは何となくわかるんですが、使用料の420円というとはどういう基準のもとにこれは決められたのか、ちょっと皮肉なようですが、そこら辺を確認したいと思います。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

料金設定の基準ということですが、料金設定については、私が知り得る範囲では近隣の体育館の使用料にそれを比較してなるべく町民の方に安くして利用していただくということで、その420円というのがきちっとした根拠というか定めというか、そこはちょっと答弁難しいとございますけど、利用しやすい料金設定、よそを比較しながら設定をしたというようなことでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

利用する町民側からすればなるべく安いほうがいいわけですよ。ところが、余りむちゃくちゃに使われてその維持管理が難しくなってもいかんし、そこら辺を大体年間維持管理がこのぐらいの利用者があってこのぐらいの維持管理費が要るということで、何かそういう前提のもとに設定されるべきであって、そっちのほうが多分そうやって計算したら300円でもよかったということになれば利用する町民側としては助かるわけですので、そこら辺をもう少し考えていただくわけいかなですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

その料金設定については、今後またその調査というか研究をさせていただいて、適正な額がどうなのかということで、これはほかの施設もいろいろございますので、そういったことを含めて対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第53号 太良町学校体育館等使用条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第54号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第54号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

この提案理由のところをみてみますと、特別支援学級を含めた普通学級全てに電子黒板を設置する必要が生じたためとありますが、この電子黒板、当初何台ぐらいという構想があったのか、今回7台というふうに書いてありますが、この7台が入ったところで学級全体に対する設置率といいますか、どれぐらいなパーセンテージで設置がされるのか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

現在、小学校に各7台ずつ設置をしております。中学校に各10台設置をしております。今回の7台の整備で41台になります。県のICTの情報推進の流れで特別支援学級、普通教室全てに全市町が設置をするというようなことで、それを設置、今回7台設置した場合、100%の設置率ということになります。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

ほかの学校はわかりませんが、昨年、多良中学校に教育事務所の方たちと教育現場の視察をしたときに、この電子黒板が非常に見づらくなって、一度これで質問したかと思いますが、何とか見やすいように改善をとということを申しましたところ、わかりました、検討しますというふうな御回答をいただいたような気がしますが、その後、見やすく改善されたのかどうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように教育事務所の学校訪問にあわせたときにそういった御指摘というか、学校現場からもちょっと上がってたところがございます。その件については、教室内にブラインドを設置して、照度の、明るさの関係で見づらいというケースがありましたので、全てそういったブラインド、カーテン等で今度は見やすくなってると思います。

以上です。

○1番（田川 浩君）

これにつきましては、7台ですね、8月27日に入札したと、7社ということでもありますけれど、この電子黒板はメーカーと大きさは何インチなんですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

メーカーはパイオニアでございます。型数は60インチでございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

私もちょっと1台当たり100万円ちょっとということで、結構するんだなあと思ってちょっと調べてみましたけれど、一昔前は割と高かった、70インチぐらいで80万円から100万円ぐらい、60インチで70万円ぐらいしてたということを調べてきましたけれど、公的には結構日本全国でもその電子黒板が普及してきてまして、メーカーさんのほうもかなり数を出されるということで、この4月、5月ぐらいからかなり改良された形の電子黒板も出ているようでございます。さっき言われた60インチだと四、五十万円ぐらいで出てる、もちろん国産の一流メーカーで出てるものあります。もちろんその保守点検ですとか、パイオニアさんですから、また私が調べたメーカーとは違うかもしれませんが、そういった一般市場の価格といますか、そういった感覚も持って、またこういったところに、購入のときには当たってもらいたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

電子黒板の単体だけではなくて、これは教室で使用するためにはパソコンとかその他スキャナーカメラとかいろいろな附属品が必要となってきます。そういったことで購入については議員おっしゃるとおりできるだけ安価でいい製品をとということで、今後はまたそういった情報を得ながら対応はしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

この電子黒板を購入するとは義務づけられとるけんがよかとぼってんが、これによって幾らかでも生徒たちの学力が向上したとか、そういう部分が数字で幾らかあらわれてますかね。そこら辺をちょっとお尋ねですけど。

○教育長（松尾雅晴君）

数字で云々という非常に難しいというふうに思っておりますけれども、よくはないけれども悪くはないという、例えばそういう表現じゃつまらんということでありましたら、小学校でいきますと県、全国よりもいいと、それから中学校でいきますと県、国よりもやや劣ると、こういう表現でよろしゅうございましょうか。

○8番（川下武則君）

せっかく義務づけられて今年度で100%といいますか、そういうふうなあれがあるんで、この活用が子供たちに非常にメリットに、たくさんメリットがあるように、だからこういう全国的に電子黒板普及するわけですから、どこも頑張っていると思うんですけど、さらに太良町が飛躍するためには、子供たちが一生懸命勉強してくれれば、今、教育長が言うようにどちらかといえばじゃなくて、そういうできればじゃなくて、ぜひそういうふうにしてもらいたいんですけど。

○教育長（松尾雅晴君）

私どももある意味、教育にそれがふさわしいかどうかわかりませんが、こういうふうに教育面に財政を注ぎ込んでいただいているということは、議員さんおっしゃるように学力を上げるというのは使命とっております。ただ、簡単に言いますと、ついせんだっての新聞に載ってございましたけども、全国学力テストでいきますと知識というのは木で例えるならば葉っぱなんですと、これが国語A、算数A、数学AのAというのがその知識を問うと。それから、Bというのが、その知識を活用すると、これが木で言いますと幹だと。そして、いわゆる根っこに当たる部分というのが興味とか関心とか、そういうものだと、いわゆる例えば数学の点数がどんなによくて、それを自分の興味関心として持ち、それに対して子供なりに研究を注ぐというのが本当の学力じゃないですかというようなことがつい二、三日前の佐賀新聞に載ってございましたけども、そういった意味で葉っぱにしても幹にしても根っこの部分にしても総合で頑張っていきたい、議員のおっしゃるように思っております。

○10番（久保繁幸君）

今さっき田川議員の質問の中に民間では半額ぐらいの金額であるというようなお話もおられました、それに附属云々がつくのでこだけぐらいの金額になったという御説明なんです、予定価格が820万円だったのが801万3,600円の入札額なんです、ほかの業者の入札額はどのような入札額だったのかお尋ねをいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

落札業者につきましては、税込みで801万3,600円で、税抜きで742万円ですけど、税抜きで申し上げますと2番目のところが866万5,000円です。3番目が889万円ということでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

7業者あるとやろ。違う。7業者って何か説明のときにはあったような、ここかい、入札、指名業者7社でありますというんで書いてありますが、3社しか来なかったわけですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

7社のうち3社が辞退でございまして、実際は4社でございまして。先ほど申し上げました学映システム、そして九電工鹿島営業所、宮園電工、中島商事、この4社で入札をいたしております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

3社が辞退ということなんです、その辞退の理由は何でしょうかね。

それから、割かし教育関係の入札云々に関しては学映システム、割かし多いんですよね、入札落とされるのが。その辺は、今、金額聞いたら大分違うような金額にも出ておりますが、その3社の辞退理由、お伺いいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

3社の辞退理由ということですが、1社につきましては技術者等、これは三菱インフォメーションテクノロジーですけど、電子ボード等の対応をすることが、技術者の体制変更、要するに社内の業務の変更見直しによって対応ができないということが1つでございます。

もう一つにつきましては、調達、稼働、工事稼働により今回辞退させていただきますと、会社の都合ということでございます。それについてはNTTビジネスソリューションズという会社でございます。

もう一社につきましては、リコージャパンですけど、これについては今回納品について対応することができないということで入札を辞退させていただきたいということです。

以上です。3社です。

○10番（久保繁幸君）

今、41台、100%設置されたということなんですが、前、設置された業者等々は違う業者ですかね。学映でしたですかね。その辺はおわかりになります。

○学校教育課長（野口士郎君）

以前の納入につきましても学映システムでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

この電子黒板購入について、先ほど川下議員が学力のどうのこうのということでされまして、それ関連してですけど、教育長は非常によか答弁をされたと思いますけれども、今後入れたところ、入れてないところの比較とか、そういうことについて、学力が小学生はまあまあと、県内でも上と、中学生はまあまあ下とかという話ですけども、今後例えば全国の学力テストの公表あたりはする気があるかないかですね、太良町教育委員会ですか、その辺はどのように思っておられますか。

○教育長（松尾雅晴君）

単学級といたしますか、学年が1クラスとなってくると非常に難しいなあと、学年が複数学級だと非常に発表云々についてもいいわけなんですけれども、そして例えば4月21日に今年度はテストが入ってるわけですね。そして、ある県の知事さんは成績が悪いところの校長名は発表すると言われるわけですけども、前年度からおった校長はそれなりのやっぱりあれがあるでしょうけれども、人事異動で4月1日に新しい学校に来て、そしてわずか20日ぐらいで学力テストですので、非常にこれまた転勤してすぐの云々と言われると、その校長も困るだろうなあというふうに思っております。確かに静岡県、小学校は全部公表してあります。

そして、太良町のそれをどのぐらいに当てはめるか、当てはめてみました。静岡県が36市町村あったかと思っておりますけども、静岡県の中でまあ真ん中ぐらいに入るとというような状況で、ちょっと質問からずれましたけれども、学年で1クラスというところちょっと考えざるを得んだろうかと、しかも下からのずっと積み重ねであってその学年を担当も初めてその学年を持ったと。担任を持って20日後にそういう試験があつて、ちょっと言えばあなたの責任よとなると、これまたその担任も非常に困るだろうと、その辺の非常に難しい問題があるなというようなことで、ちょっとどういうふうにしたものか考えてるところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

教育長はそこをすばらしい配慮をされとるなというような気はいたします。別にそやけんというて例えば校長がかわったけん、途中、クラスの先生がかわったけんというて先生の責任じゃなかわけね。やっぱり今までの教育の積み重ねが結果として試験にあらわれるわけですから、我々も校長が悪かとか、例えば前の担任が悪いというような見方は私は個人的にはしないわけですね。そこの学校の多良なら多良、大浦なら大浦の学校のレベルがこのくらいというような考え方を持つわけですので、その辺の小規模で非常にそういうことを出すことによって個人的なものも子供たちに影響を与える部分もあろうかとは思いますが、ある程度全体的に表現せんでよかけど、例えば太良町の議会ぐらいとか太良町の職員含めこのくらいのレベルですよというぐらいの公表あたりは内々にもしてもいいんじゃないかなあという気はせんでもなかですけれども、その辺についてはどういう考えですかね。我々も力のあるけん、システムだけはどんどんどん新しくして、最終的にレベルが全く上がらんじゃなかでしょうけども、レベルが上がらんというとなら、それも今後教育の仕方もでしょうけれども支援の仕方も考えていかんばいかなような状況じゃなかですか。その辺についてはどのように考えますか。

○教育長（松尾雅晴君）

成績の云々につきましては、先ほど言いましたように佐賀県の中でいきましたも真ん中よりも小学校も上、中学校も真ん中よりも上でございます。そして、できるならば先ほど木で例えるならば根っこ、興味と関心と、それをずっと押し広げてというようなことで子供なりにいろんな自由研究というのがあるものですから、そういったものにできるだけ子供たちが参加をするような、例えば数学の自由研究とか理科甲子園とか、そういったものに今現在中学校のほう、参加をし始めたというような状況でございます。それで、そういう面についても裾野が広がっていけばいいなというふうに思っております。

○議長（末次利男君）

議題外になりますので、決算等で議論をしていただければと。

ほかに質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第54号 財産の取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12～第19 議案第55号～議案第62号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第55号 平成25年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19. 議案第62号 平成25年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8議案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、木塚代表監査委員に決算審査の過程及び結果について報告を求めます。

○代表監査委員（木塚賢司君）

皆さんおはようございます。

町長より審査に付されました平成25年度太良町水道事業会計、町立太良病院事業会計を平成26年6月24日に、太良町一般会計、特別会計並びに定額資金運用資金の運用状況を平成26年7月1日から7日まで審査いたしましたので、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

詳細につきましては平古場監査委員と合議により審査意見を集約し配付いたしております決算審査意見書のとおりではありますが、要点について申し上げます。

なお、審査意見書は1,000円単位となっておりますので、決算書とは若干数値が異なる場合がございますが、御了承願いたいと思います。

まず、一般会計と特別会計につきましては、審査に付されました太良町各会計の決算書類が関係法令に沿って作成され太良町の財政状態を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進、また経済性を発揮されたかを検証するため、関係帳票と証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月出納検査、随時監査等の資料に基づき審査を実施しました。

審査の結果、平成25年度太良町各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関

する調書、財産に関する調書は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票、その他証拠書類と符合しており、平成25年度決算書におきましては適正に表示されていることを認めます。

予算の執行については目的に沿って執行されており、財産に関する調書の中の11の積立基金についても適正に運用され、また定額資金運用基金の運用状況につきましても決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算は、歳入総額56億5,362万6,000円、歳出総額53億3,144万7,000円、また特別会計決算は歳入総額21億8,841万1,000円、歳出総額20億8,966万円となっており、本年度の一般会計、特別会計では歳入総額78億4,203万7,000円、歳出総額74億2,110万7,000円となっており、4億2,093万円の黒字となっております。

また、一般会計の町税収納状況を見ると、調定額6億7,475万8,000円に対し収入未済額は1,715万1,000円となっており、対前年度比で155万8,000円減少し、収入未済額は年々改善されております。

各会計におきまして適正に執行されておりますが、各特別会計について一部意見を申し上げます。

まず、太良町山林特別会計につきましても、依然、木材価格は低迷しているが、市場の動向を踏まえながら、今後も多良岳材を高価格で販売できるよう努力されたいと思います。

次に、太良町国民健康保険特別会計についてですが、一般会計から相当額の繰り出しをしているが、決算後の剰余金について幾らかの繰り入れも検討されたいと思っております。

次に、太良町漁業集落排水特別会計についてですが、多額の一般会計繰入金により維持されている施設であるので、公平性も考慮し、より一層未収金回収に力を入れてほしいと思います。

最後に、財産管理についてですが、公有財産の管理に当たっては公共施設の老朽化の対応、耐震化、バリアフリー対応など多岐にわたる課題に直面しています。今後施設の現状把握に努められ、安全・安心で持続的な施設サービスの充実を図られたいと思います。

続きまして、定額運用資金の運用状況についてですが、平成25年度に定額300万円で印紙等購入基金が設立されました。年度末基金残高は現金で160万9,020円、佐賀県証紙139万980円となっていました。その他の基金については1点だけ意見を申し上げます。

高齢者等肉牛飼育基金についてですが、延滞が長期化している傾向にあるので、さらなる回収努力の強化と農家へ対する返済等の指導を徹底するようお願いいたします。

次に、平成25年度太良町水道事業会計において審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について地方公営企業法など関係法令に従って作成され、当事業の財政状態を適正に表示しているか、また経済性を発揮されたかを検証するため会計帳票と証拠書類との照合を実施、また関係職員からの事情説明、例月出納検査、随時監査等の資料

により審査を実施しました。審査の結果、当年度の経営状況並びに財政状態につきましては適正に表示されていました。

本事業の経営成績をあらわす損益計算書を見ますと、総収益5,405万4,000円、対前年度比28万8,000円の減、総費用4,553万9,000円、対前年度比337万5,000円の減となっており、851万5,000円の黒字計上となっております。

今後も安定的な運営をするためには継続的な施設整備が必要だと思われます。しかし、給水人口は年々減少傾向にあるので、事業運営に当たってはさらなる経営の効率化を図ってみたいと思います。

次に、平成25年度町立太良病院事業会計について審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書並びに附属明細書については、地方公営企業法など関連法令に準拠して作成され、当年度の経営状況及び財産状況につきましては適正に表示されていました。職員による業績評価を行うことで職員の意識改革につながり、また業績向上へもつながっていると思います。医師や看護師の不足は病院経営の根幹を揺るがす問題であるため、危機感を持って対策に取り組まれないと思います。

次に、平成25年度太良町財政健全化及び水道事業会計健全化並びに町立太良病院事業会計健全化の審査につきましては、いずれも適正基準指標となっており、健全な運営をされていると認めます。

最後に、まだまだ景気回復の兆候も見えない状況ではあるが、町税初めとする自主財源の確実な確保に努めてもらいたいと思います。

また、基金運用も大切な財源であるので、計画的な運用を図られたいと思います。

以上で平成25年度太良町各会計及び企業会計の審査意見についての概要報告を終わります。

以上です。

○議長（末次利男君）

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号から議案第62号までの8議案につきましては、正副議長を含め9名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第62号までの決算の認定につきましては企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員

会の委員につきましては、太良町議会委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番田川君、2番江口君、3番所賀君、7番牟田君、8番川下君、11番坂口君、12番下平君、以上7名を指名し、議長、副議長を含め9名といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午前11時7分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際諸般の報告をいたします。

休憩中に企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に下平君、副委員長に所賀君が互選された旨、報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第20 議案第63号

○議長（末次利男君）

日程第20. 議案第63号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（江口孝二君）

歳出の16ページの通学路の防犯灯についてお尋ねします。

多良駅から太良高校まで31基、先月1基ふやされていますけど、現在、LEDになっている箇所もありますけど、あと何基取りかえられるのか。それと、以前資料を提出していると思いますが、明るさ、照度が10以下ですもんね。太良高校から多良駅までは平均で7.8しかありません、あとグルメロードとか大浦中学校から国道、大浦中学校から道越なんかはそれ以上にありますけど、そこら辺の明るさはどのようになるのか。また、取り付け位置が8メートル以上あるとか方向違いがあるのも出していましたけど、その辺がどのようになるのかお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、多良駅から太良高校までの防犯灯の数なんですが、これをどれだけ変えるかということなんですが、既に太良高校の周りはLEDを使用されておりますので、多良駅から栄町の旭組というところの同窓会館ですね、同窓会館前あたりまでの防犯灯を全部LEDにしたいと。まず、調査した結果なんですが、既に18基ぐらいあるんですが、LEDに3基変えてありますので、15基をLEDに変えたいということで思っております。それから、そのルクスということで7.8ルクスしかないということですが、今回変える以上は10ルクスを上回る、どれぐらいというのはまだきちっと決めておりませんが、今までよりも明るくするように10ルクス以上にはしたいというふうに思います。

あと高さ、ずっと見て回ったんですけど、前回、江口議員がおっしゃったように見ていきますと、非常に高いところにあるのが1基ぐらいあって、あとその方向が全く別の方向、道路を照らさんばいかんとに山手のほうを横を向いたりとかしてるのが何基かありますので、それは全て道路のほうを今回取りかえるに当たってはきちんと道路を照らすような形に変えていきたいというふうに思いますし、高いのは適切な高さを持っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○2番（江口孝二君）

明るさはこれまで以上になるということですが、太良高校から駅まで10基ぐらいはLEDになっていきますけど、太良高校の周りを見てもらってもいいですけど、明るさは10ルクス以下ですもんね、今のLEDも。ただ、1基だけ24ルクスあるのが、ちょうど今隣におられます所賀さんの隣は24ルクス、だからそういうふうにはばらつきがありますので、一番大事なものは投影度だと思います。スパンも80メートル以上ある箇所もありますので、そこら辺の投影度も考慮されて、せめてグルメロードとまではいきませんが、投影度も10ぐらいあるようにしてもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、できる限り顔がわかるような識別できるぐらいの明るさには持っていきたいというふうには思います。

○2番（江口孝二君）

もっと明確な返答をもらいたいんですけど。今までは20のものにはそれ以下の、既設が20ぐらいあったら10ぐらいの明るさでLEDに変えて、明るさは現状維持ということでした。でも、せっかく取りかえるのであれば、今言うたごと、投影度も、保守はもちろん地元でされると思いますけど、歩く人が危険箇所も何カ所かありますので、そこら辺は考慮されて、できれば今ここで平均で何ルクスということはできませんか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

何ワットということで、大体今40ワットぐらいがついてるわけですが、LEDになったら20ワットぐらいでもとのぐらいの明るさがあるとかという話を聞いております。40ワットだったらもともとの40ワットぐらいはLEDでそれぐらいは最低でもしたいというふうに思いますが、聞くところによりますと余りにも明るくなって稲の生育とか、そういうのに影響があるという話も出たりしてるものですから、そこら辺注意しながら、極力明るい電気をつけていきたいというふうに思います。

○2番（江口孝二君）

最後ですけど、防犯灯の数が今ことしの3月の時点ですけど多良地区で604カ所、大浦地区で500カ所で、そしてそのほかに町が11カ所、防犯協会4カ所ありますけど、これを最終的にLED化にする計画等はありませんか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今回は国の補助金がたまたまそういうLED化とかも該当するような補助金があって、使い道がそういうのにいいということでしたので、ほとんどその補助金でつくるということでやるわけですが、将来的にはそういう補助金があればそれを使いたいと思っておりますし、今後1,000カ所ぐらいある防犯灯をLED化するためには、何らかの町でやる分ですね、町でやる分についての何らかの一定の基準を設けて、例えば学校の通学路も小学校とか中学校ありますけども、その半径何メートル以内は町でしましうかとか、しかも補助金があれば補助金があった場合にしますとか、そういういろんな計画を立てながら、あとは町のほうから各地区のほうに防犯協会を通じて補助金を流すような形をいかにして早目にLEDのほうに変えることができるかというか、そういう検討をしながら順次LED化を進めたいというふうに思います。

○7番（牟田則雄君）

18ページの農地費のところをお尋ねしたいんですが、これはこの間、高額補正の内容説明のときに最初125アールの予定が結果的に800アールになったためという説明を受けたんですが、これはそれで間違いないですかね。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

あくまでも見込みですけれども、この数字で計上している数字でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、最初125の注文がある前は大体何アールぐらいのあれでこれは予算を立てられたのか、ちょっとお尋ねします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

予算計上当初は50万円の10アールの125の8割の補助ということで500万円の予算計上をしております。

○7番（牟田則雄君）

これ125の4,665万9,000円じゃないわけですか。当初予算は4,665万9,000円で、800アールになったから2,500万円の補正をしてくれという今回補正の予定ですが、それでいきますと上積みの分だけ675アールを計算すると、反当37万円にこれになるわけですよ。全部を37万円で今度は計算したら、最初の460万円というところがむちゃくちゃ反当が上がってくるし、そのところが大体最終的に反当をどのくらいでこれが仕上がるとするのか、800で、それをちょっとお尋ねいたします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

この予算書が4,600になつるのは、全て農地費を入れた分の合計が4,600になっておりますので、農地基盤整備につきましては当初予算500万円の計上、それで今回2,500万円の補正予算ということでお願いしております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

同じく農地費の基盤整備事業費の補助金についてですけど、この補助金の交付要綱を見ておきますと、一部返還要綱というところがございまして、いろいろあるんですけど、要綱に違反したときは一部または全額を返さなければいけないとか、今回、4年目ですかね、なると思うんですが、これまででこの返還要綱に誰かひっかかったりした人がいるとか、そういうのはありますでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

返還を求めるような事業はまだ一件もあっておりません。

○1番（田川 浩君）

この5番に事業実施年度の翌年度から起算して5年以内に町長の許可がなく耕作を放棄したときと、要するに5年間ですかね、この作付をなさいということだと思いますけれど、こちら辺の確認というのは毎年されてるもんなんですかね、どうなんですかね。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

現地、終了した時点で現地の確認は毎年行っているような状況です。

○8番（川下武則君）

16ページの太良町の花嫁補助金が30万円のつてますけど、これは非常にいいことで喜ばし

いことなんですけど、今後もこうやって太良町内に住む人たちが結婚をされたらこういうふうな祝い金とか、また太良町に高校を卒業して就職するとか、そういう祝い金とか、そういう部分を今後定住促進も含めてこういう補助金的な部分をやったらどうかと思うんですけど、そこら辺、町長、お考えどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

この件につきましては、議員も御承知のとおりTBSのナインティナインで花嫁大作戦でもシカップルになれば何とかそれなりの補助金をやらな、考えられないかという議員さんたちの要望で、ぜひともこれは補助金をやりたいということを決めたわけでございますけども、今後につきましては結婚祝い金という、そうですね、あるいは出生祝い金等々で今後検討する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

もう一つは、町内で地域の活性化という意味で結婚祝いという話が出たんですけども、町内で結婚式を挙げていただきたいと。今、ほとんど佐賀とかなんとかですからね、だから地元のそういうふうな結婚式を挙げていただいて、地元の所得を上げてもらいたいという意味で、町内で結婚式を挙げられた場合は幾らか補助金を検討もしてもいいんじゃないかというふうな、るるそういうふうなことを、まだ決定はしておりませんが、今後の課題として新年度あたりは検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

前向きな返答ありがとうございます。企画商工課長にお尋ねですけど、前回まで企画のほうでいろいろお見合い大作戦とかいろいろあってるんですけど、課長がなってからそういう企画とか、そういう部分を今、立案されてるかどうかをお尋ねしたいんですけど。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

私が4月に赴任した後、今現在のところ、今は計画をしておりません。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

ぜひ誰かが道案内人じゃないですけど、誰かがしてあげないと、とにかくこの少子・高齢化というのがどっかで歯どめをしないとまくな、それをやっぱり企画をしてもらう人が身を粉にしてやっていたかかないと、ちょっと厳しいんじゃないかなというふうに思いますし、1回じゃなく2回じゃなく、もう本当さっきも町長も言ってくれたように、そういう部分を結婚祝い金も含めて子供たちがこの太良町に住めるようにやっていただければというふうに思いますので、もう一回企画商工課長、よろしくお願いします。

○町長（岩島正昭君）

お見合いという形で、いわゆる婚活ですけどね、どうも婚活となりますと、結局女性との

対話といいますか、そこら辺が、道でそういう機会がないもんですから、だから私思うのは、まず婚活もいいでしょうけども、登録等々をとっていただいて、老人クラブにもちょっと若干お話した経緯はございますけども、そういうふうな仲人の経験がある人は一肌脱いでいただいて登録して、何とか1対1で見合いという形をしていただいたほうが、割とまとまる率が多いんじゃないかというふうに思っておりますから、両方検討しながら、新年度あたりはそういうような方向でお見合いさせるか婚活でいくか、2本立てでいってみたいなというふうに思っております。

○3番（所賀 廣君）

12ページ、歳入なんですけど、県の支出金、ここに当初予算にのってなくて今回40万円の県の支出金がありますけど、これ消防関係ですね、昨年12月に消防団を中核とする地域防災力の強化に関する法律ということが制定されまして、多分それかなと思いますが、これはその法律にのった県の支出金という意味ですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今、議員がおっしゃるとおりで、消防団員の確保を目的にして装備をちょっと充実させるということで、うちの場合は編み上げ靴に半長靴から編み上げ靴に変えるということでございますが、それを今度300足準備するんですが、それに対する県からの補助金が40万円、満額40万円来るということでございます。

○3番（所賀 廣君）

300足で40万円ですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

最高で40万円ということになっておりますので、40万円が今度限度で来るということでございます。

○3番（所賀 廣君）

靴に使うということですね。そうしますと、満額で40万円とか40万円来るけど、300足買ったなら、そしたら編み上げ靴は幾らになってるんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

1足で七、八千円はすると思いますので、多く買いますと安くなると思いますが、240万円ぐらいはかかるかというふうに思います。

○3番（所賀 廣君）

そうすれば団員500名ですよ、4月の当初あたりで恐らく何足は買われたのかなあという感じに思ってしまったけど、私の勘違いかもわかりませんが、それだったら300だったら、

500買えばもうちょっと安くなるわけでしょう。もう一気にそろえたほうがよくはないですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については、今後検討させていただきたいと思いますが、新入団員が毎年入ってくるということもありますので、その分を考慮して、例えば500名が定数ですので、250に50をプラスしたという、そういう発想で300ということにしてると思います。だから、半分をまず充足させましょうかと。2年がかりでやりましょうというんで、補助金がつけば補助金を極力利用したいと。でも、余り長い期間がかかるとこれまたおかしいので、補助金を最高もらいながら早目に充当させるという、そういう考えでございます。

○10番（久保繁幸君）

3ページの諸収入、雑入のこの収入は何だったのかをお伺いいたします。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

3ページですか。（「3ページです。19諸収入」と呼ぶ者あり）

3ページの補正額につきましては、15ページにまた上がっておりますが、建物災害共済ですね、たらふく館の、この分が5,880万7,000円、それと公共工事の物件移転補償費が83万1,000円、映画「じんじん」のチケット販売配分金が5万3,000円というふうになっております。

○10番（久保繁幸君）

そしたら、これが15ページのたらふく館の火災の保険金の総額なんですかね。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

たらふく館の本館と別館、それとゆたたり館の補修に充てましたこの3件の合計の額となっております。

○10番（久保繁幸君）

3件の合計ということなんですが、各保険、別々だと思うんですが、金額はわかります、ゆたたり館、たらふく館、別館。それと、これで建設費は総額幾らかかったのか、お尋ねいたします。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

本館が4,579万8,000円です。別館のほうは1,291万5,000円です。ゆたたり館のほうは9万4,500円です。

建設に係る工事費、これは全体で9,314万500円というふうになっております。

○10番（久保繁幸君）

4回目になります、そしたら今建設費が9,314万500円というお答えなんです、町の持ち出しとしては、そしたらこの9,300万円からこの保険の5,000万円幾らを引いた分という理解をしていいわけですかね。

○財政課長（川崎義秋君）

議員の御指摘のとおりです。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第63号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第64号

○議長（末次利男君）

日程第21. 議案第64号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

1ページのところで補正額の665万5,000円、これは前、説明のときに主伐予定地が主伐する大きさに満たないからそこが狭くなったためここを主伐をやめたからという説明だったと思うんですが、それで間違いないですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

2ページの665万5,000円につきましては、前年度、平成25年度の決算額の繰越金ということで今回精算ができましたので、26年度で繰越金ということで歳入で上げさせていただいてるところでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、今私が言いましたとは、それは次のあれ、どこで、聞き間違いかな、5ヘクタールか6ヘクタール予定しとったとが2.何ヘクタールしか主伐ができなかったから、その予

定しとった金を何か補正したというと、ちょっと聞いた感じがするんですが、私の聞き間違いですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

山林の2ページの事業外収入の1、2段目に6、繰越金ということで補正額が665万5,000円ということで今回補正をお願いをいたしておるところでございます。ということで繰越金でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第64号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第65号

○議長（末次利男君）

日程第22. 議案第65号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第65号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第66号

○議長（末次利男君）

日程第23. 議案第66号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第66号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第67号

○議長（末次利男君）

日程第24. 議案第67号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第67号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第68号

○議長（末次利男君）

日程第25. 議案第68号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第68号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 議案第69号

○議長（末次利男君）

日程第26. 議案第69号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第69号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。
質疑の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。
午前中に引き続き会議を開きます。

日程第27 諮問第3号

○議長（末次利男君）

日程第27. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、本諮問は異議ない旨答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり答申することに決定いたしました。

日程第28 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第28. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しておりました別紙付託申請書どおり、閉会中もなお継続して審査したい旨申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすること

に決定をいたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 請願第2号

○議長（末次利男君）

追加日程第1. 請願第2号 農業・農協改革に関する請願書についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により紹介者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、請願第2号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

請願第2号 農業・農協改革に関する請願書について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立多数。よって、請願第2号は採決することに決定いたしました。

追加日程第2 意見書第4号

○議長（末次利男君）

追加日程第2. 意見書第4号 農業・農業協同組合改革に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第4号 農業・農業協同組合改革に関する意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立多数。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

追加日程第3～第7 意見書第5号～意見書第9号

○議長（末次利男君）

追加日程第3. 意見書第5号 森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書（案）、追加日程第4. 意見書第6号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書（案）、追加日程第5. 意見書第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、追加日程第6. 意見書第8号 手話言語法制定を求める意見書（案）、追加日程第7. 意見書第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出についてを一括議題といたします。

お諮りします。意見書第5号から第9号までにつきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第5号 森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書（案）、意見書第6号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書（案）、意見書第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、意見書第8号 手話言語法制定を求める意見書（案）及び意見書第9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出についてを一括して採決をいたします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、意見書第5号、意見書第6号、意見書第7号、意見書第8号及び意見書第9号は、いずれも原案どおり可決されました。

この際申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これもちまして平成26年第5回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時9分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 川 下 武 則

署名議員 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人